

## 第 6 9 号議案

北設楽郡設楽町と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及びICT  
ふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成28年3月31日をもって北設楽郡設楽町と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及びICTふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議をすることについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成27年8月27日提出

豊川市長 山 脇 実